



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

我孫子市では、平成27年3月に策定した「我孫子市子ども総合計画」の計画期間が令和元年度に終了することから、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とした新たな計画を策定するものです。



(1) 社会動向

我が国の急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、ロボ

ット、人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)、ビッグデータの活用といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の発展が目覚ましく、学校教育や学びの在り方なども新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

(2) 国の動向

このような社会情勢の変化の中、国は、平成16年4月に時限法である「次世代育成支援対策推進法」をスタートさせ、平成26年4月に10年間延長しました。さらに、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

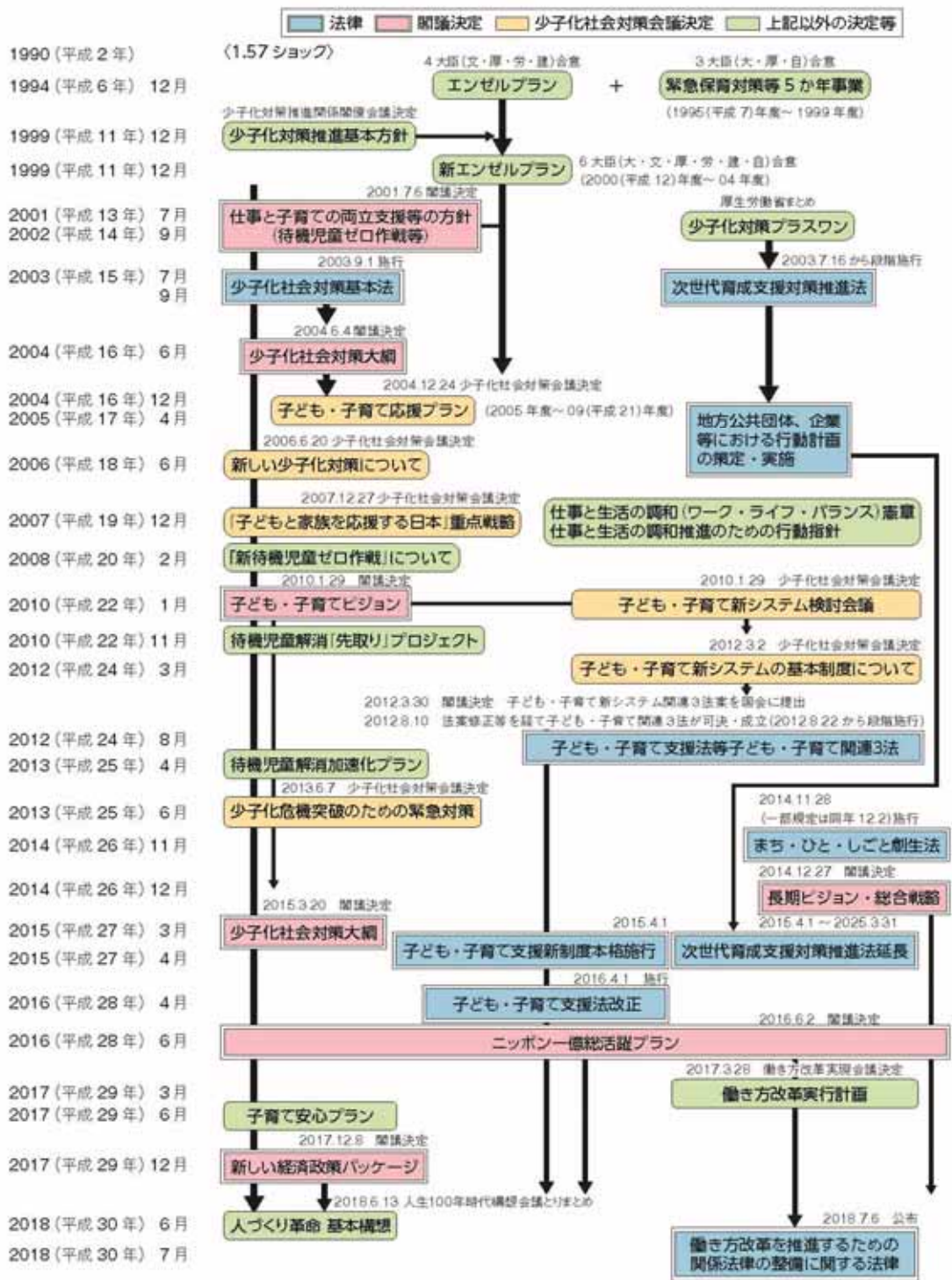
しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇やそれに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子どもや家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に「子育て安

第1章 計画策定にあたって
 第1節 計画策定の背景及び趣旨

心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに、女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、共働き家庭等の児童数の更なる増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・交流・活動を行うことが可能な事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。



(令和元年版 少子化社会対策白書より抜粋)

(3) 千葉県の動向

千葉県では、新制度開始以降、認定こども園・幼稚園・認可保育園などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、市町村が妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じるため、平成27年3月に「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、子ども・子育て支援を推進しています。

また、少子化や労働環境、地域社会の目まぐるしい変化に伴い、次世代を担う子どもを取り巻く環境が変わっており、新たな課題も生じていることから、平成27年11月に「新千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、引き続き次世代育成対策支援を推進しています。

(4) 我孫子市の動向

我孫子市では、平成14年から、既存事業に市独自の「子どもの育ち」と「子育て」支援という新たな意義を持たせる計画の整備を開始しました。平成15年に時限立法である次世代育成支援対策推進法が公布されたことから、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を兼ねる形で、平成16年3月に「我孫子市子ども総合計画」を策定しました。さらに、平成22年3月には「我孫子市子ども総合計画 - 後期計画 - 」を策定しました。

平成27年3月には、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」等と一体化した計画として「我孫子市子ども総合計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、子ども・子育て支援を総合的に進めてきました。

なお、本市は、これまで3回にわたって子ども総合計画を策定してきましたが、その3つの計画を区別する名称がありませんでした。今回の策定を機に、これまでの子ども総合計画を次のように整理します。

- ・平成16年度～平成21年度： 第一次我孫子市子ども総合計画
 - ・平成22年度～平成26年度： 第二次我孫子市子ども総合計画
 - ・平成27年度～令和元年度： 第三次我孫子市子ども総合計画
- 従って、今回の計画の名称を、「第四次我孫子市子ども総合計画」とします。

2 第三次計画期間における取組

お住まいの地区における子育ての環境や支援への満足度について、アンケート調査では、“満足度が高い”の割合が未就学児保護者の63.4%、小学生保護者63.1%と、平成25年度の調査結果に比べてそれぞれ25.9ポイント、30.8ポイント増加していることから、第三次計画期間における取組の成果が上がってきていると言えます。また、「子育てをどう思うか」については“楽しいと感じる”が未就学児保護者91.0%、小学生保護者86.5%、「我孫子市は子育てしやすいまちだと思うか」については“子育てしやすいまちだと思う”が未就学児保護者81.0%、小学生保護者79.8%と、我孫子での子育てを前向きにとらえる方が多いことも伺えます。第三次計画期間内に、特に推進した事業、制度改正等の動きがあった事業、実績が目標を上回った事業を中心に、第三次計画期間における取組を掲載します。

(1) 「地域で支える子育て支援」について

子育て支援サービス・利用者へのコーディネート事業の保育コンシェルジュ（平成31年4月から「子育てコンシェルジュ」に名称変更）への相談件数が大幅に増加し、子ども総合相談の新規受付件数も増加傾向にあります。相談窓口の周知が進み、市民が気軽に相談できる体制が推進できたと言えます。

また、保育園3園と小規模事業所3園を整備し、その結果、昭和61年度からの待機児童ゼロを堅持することができました。

さらに、学童保育室では、2校の拡張工事を行い、子どもが安心して放課後を過ごせるよう環境整備を行いました。また、定員を超えている学童保育室の緩和措置として、幼稚園・保育園等における小学生の預かり保育を平成27年度から開始しています。平成27年度からは、提案型公共サービス民営化制度を活用した学童保育室及びあびっ子クラブの民営化が始まり、これまでに5校が民営化されました。早朝及び夜間の延長保育や小学校の長期休業日における弁当手配など、多様化する利用者のニーズに応じたサービスが実施されています。平成19年度からスタートしたあびっ子クラブは保護者や学校のニーズを踏まえながら着実に整備したことから、平成30年度には市内全13小学校への設置が完了し、全児童の放課後の安全な居場所が確保できました。

(2) 「子どもと子育て家庭の健康づくり」について

母子保健では、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供するため、平成27年度から子育て包括支援センターを設置し、必要な方へ専門的な支援を実施してきました。その中で、家族から十分な支援が得られず、産後の生活に不安がある家庭を対象に、産後ケア事業も開始しました。さらに、平成29年度から、産後の母体の健康管理に加え、産後うつや新生児への虐待予防等を図ることを目的に、産婦健康診査も導入しました。

(3) 「教育を通して『生きる力』を育む」について

幼保小連携や小中一貫教育の動きを本格化させました。就学前の生活から小学校へなめらかにつなげるための幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携強化については、平成29年度に幼保小連携・接続カリキュラムが完成し、園と小学校だけでなく、園同士、子ども同士の交流も深まりました。交流方法についても自然に無理のない形で様々な工夫が見られ、オリジナルダンスを活用した交流活動も行われています。子どもたちの学力向上や中1ギャップの解消、豊かな人間性・社会性の育成を図るための小中一貫教育では、小中一貫の日や各中学校区の児童生徒・教職員の交流活動を実施するとともに、平成30年度末には各中学校区の小中一貫教育グランドデザインを完成させました。社会の変化に応じた外国語教育やキャリア教育、ICT教育等とともに、地域の特性に合わせた教育を推進しました。

また、平成26年度から平成28年度にかけて市内全19小中学校の教室へのエアコン整備を完了させ、ソフト面だけでなくハード面においても、教育環境の整備を進めました。これにより、子どもたちがより集中して学習に取り組めるようになりました。

さらに、心を豊かにする学習・体験については、我孫子の魅力の1つである手賀沼を学ぶ機会や豊かな自然環境にふれあう機会を通して、小学生対象の環境学習を実施しています。アビコでなんでも学び隊では、我孫子にゆかりのある講師の協力により、多岐にわたる体験や、年齢・地域を超えた交流などの学び合いの場を提供することができました。応募率も223%（平成30年度実績）と、子どもたちの興味関心の高さがうかがえる結果となっています。

学校、家庭、地域が連携して「生きる力」を育む取組を進めることができました。

(4) 「子育てにやさしい生活環境づくり」について

3 か所の公園をバリアフリー整備し、園路やトイレの段差等が改善されて誰もが安心して利用できるようになりました。また、少年センターでは毎年 100 回近い街頭パトロールを実施し、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組んでいます。さらに、保育園や学校等の要請により交通安全教室を実施し、子どもたちに交通ルールやマナーを伝え、交通安全意識を高めることができました。子どもや子育て中の方が安全で安心して生活できる環境づくりを進めました。

(5) 「仕事と家庭の両立支援」について

保育園の産休・育休予約事業について、産休明け 6 園、育児休暇明け 20 園で実施しました。入園の予約を実施することで、保護者の円滑な職場復帰を支援しました。また、病児・病後児保育事業の対象を「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している児童」まで拡大し、保護者が安心して働ける環境づくりを充実してきました。

(6) 「配慮を必要とする子どもと家庭への支援」について

子どもの権利擁護においては、平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により定められた「子ども家庭総合支援拠点」を平成 31 年 4 月に子ども相談課に設置するための準備を進めました。

発達に支援が必要な子どもへの取組については、平成 28 年度にこども発達センターを増改築し、定員を増やすとともに児童発達支援センターとしての機能と役割を追加し、機能強化と相談体制の充実を図りました。ライフステージに応じた切れ目ない支援の構築を目的として、こども発達センターと教育研究所が共同で設置している「療育・教育システム連絡会」に新たに 5 つの作業部会（療育専門委員会、児童通所部会、就学移行期部会、学齢期部会、ライフダイアリー部会）を立ち上げ、各ライフステージにおける課題を協議するとともに、関連機関の連携を強化しました。

また、障害児通所支援事業、教育研究所アドバイザー派遣事業では、増加する利用申請や要望に適切に対応し、子ども一人ひとりに合わせたサービスの調整や助言等の支援を実施しました。

これらの取組により、子どもとその家庭へ寄り添う支援体制を充実させることができました。

3 計画の性格及び対象

(1) 第四次計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。次世代を担う子どもを社会全体で育成していくための総合的な計画です。

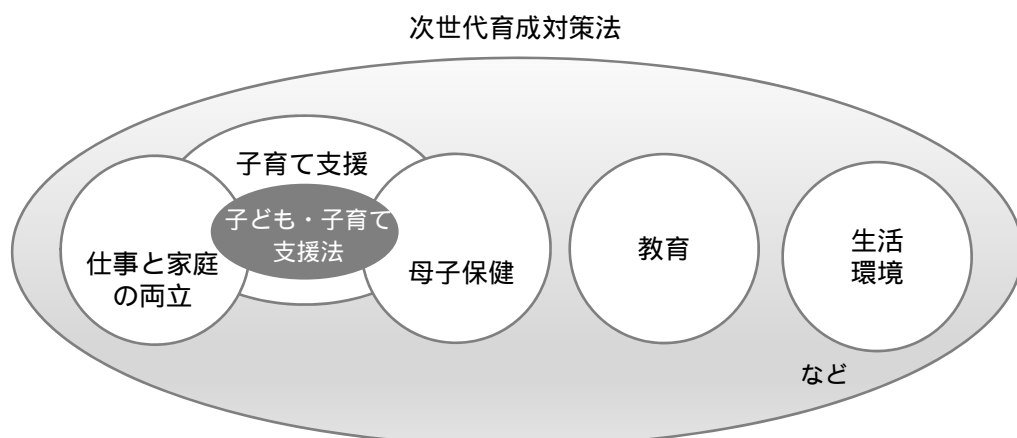
なお、「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」は、子どもの育ちと子育てを支援するという点において共通しています。「市町村行動計画」は広く育ち、子育てに関する育成、教育、生活環境等に及ぶ総合的な性格を持ち、「子ども・子育て支援事業計画」は就学前教育を中心として子ども・子育てに係る事業について、年度ごとの数値目標を定めるなど、事業計画の性格を持っています。2つの計画を一体的に策定することで、「子どもの最善の利益」を保障するとともに、次世代を担う子どもの育成に向け、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目ない支援による子育て環境の充実を目指します。

<次世代育成支援対策推進法>

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

<子ども・子育て支援法>

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子供・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく事業の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。



(2) 計画の対象について

計画の対象の中心は子どもとします。さらに、妊婦の健康や安心して子どもを出産し、子育てできる環境を整えることは、子どもの成長にとって重要であるため、妊婦や子育てを行う家庭・保護者も対象に含みます。

なお、この計画で扱う「子ども」は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」のことを指します。

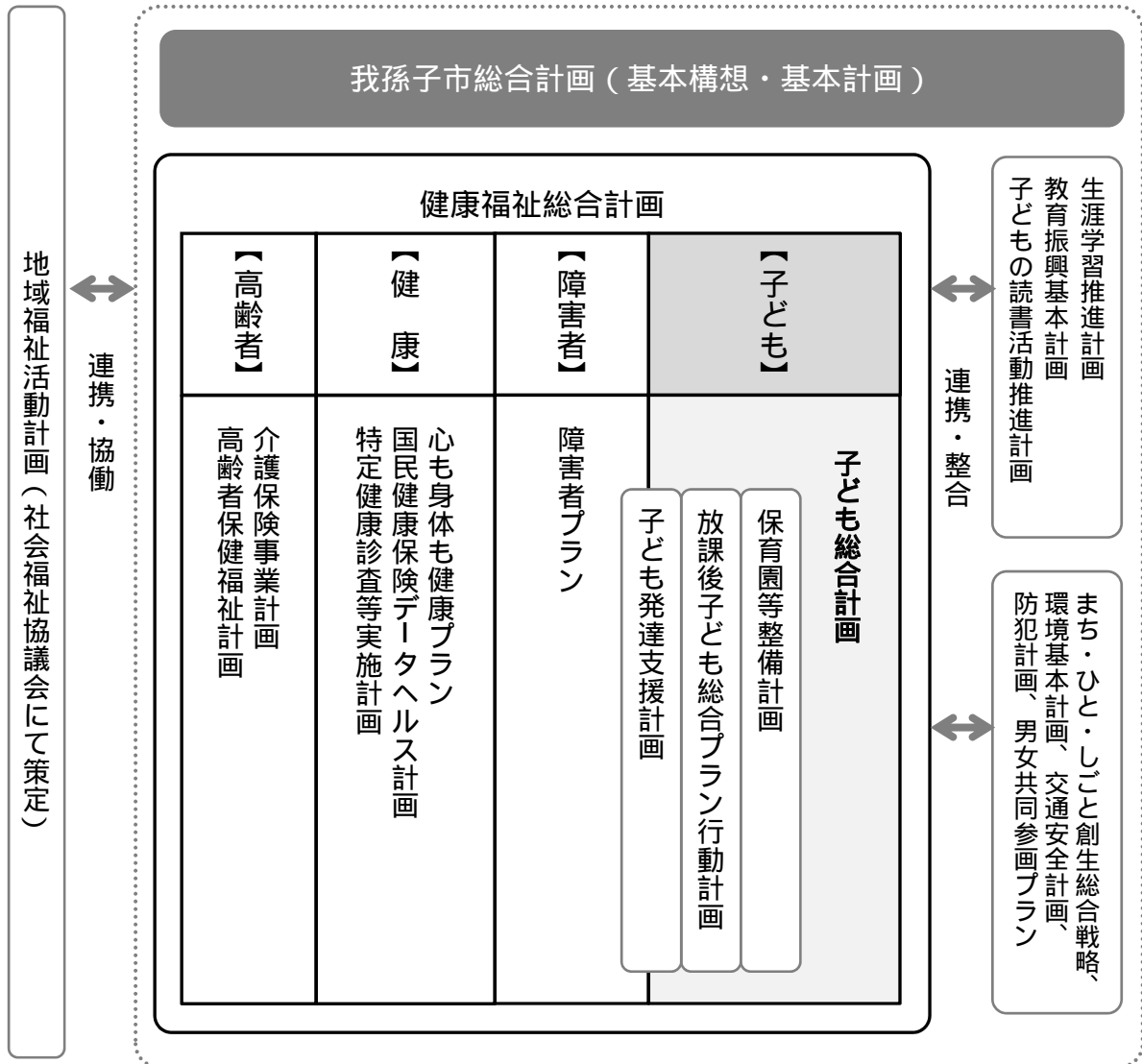
「子ども」の定義は法律によって様々であることから、本計画では子ども・子育て支援法に合わせています。

例) 児童福祉法・・・「児童」は18歳未満の者
子ども・子育て支援法・・・「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

年齢の数は、民法143条により、年齢は誕生日を起算日とし、満期日(1年齢の期間が満了する日)は起算日にあたる日の前日とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、基本構想に則して定める計画である健康福祉総合計画の下位計画として位置づけています。健康福祉総合計画は、我孫子市における健康福祉部門及び子ども部門の個別計画を横断的につなぐ基本理念と方向性を示すとともに、他部門の計画との連携を図る計画です。子ども部門の個別計画として子ども総合計画があります。



また、持続可能な開発目標（SDGs）*をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組も広がっていることから、本計画においても持続可能な開発目標（SDGs）の視点に配慮し、事業を推進します。



5 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
健康福祉総合計画	第五次計画				第六次計画					
子ども総合計画	第三次計画				第四次計画					
保育園等整備計画	第三次計画					第三次計画（改定版）				
放課後子ども総合プラン行動計画	第一次計画				第二次計画					
子ども発達支援計画					改定版					

6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「我孫子市子ども総合計画 子ども・子育て支援に係るニーズ調査」及び「我孫子市子ども総合計画 意識調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

子ども・子育て支援に係るニーズ調査の概要

就学前教育・保育サービスや地域の子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、我孫子市に在住する未就学児童及び小学生の中から各 1,500 人（合計 3,000 人）を無作為抽出し、子どもの保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

意識調査の概要

子どもとその保護者の意識を把握することを目的として、市内小中学校に通う小学 5 年生とその保護者及び中学 2 年生とその保護者の中から学級単位で抽出し、アンケート調査を実施しました。

(2) 我孫子市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育てをしている当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「我孫子市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) 第四次計画策定にあたっての留意点

子どもに特化した計画として市民に分かりやすい内容にすることを目的として、構成を見直し、掲載事業を精査した結果、第三次計画が238事業(再掲含む)であったのに対し、第四次計画は111事業としました。

< 整理の視点 >

構成について

- 第三次計画では、子ども・子育て支援法を中心に捉え、子ども・子育て支援事業を前半に掲載し、後半で全体的な施策の展開を掲載していましたが、本計画では、次世代育成対策推進法を中心に捉え、4章に全体としての施策の展開を掲載し、5章に子ども・子育て支援事業を掲載します。
- 第三次計画では、事業を再掲して事業体系を構成していましたが、事業の再掲をせずに事業体系を構成します。

掲載事業について

【第4章 施策の展開について】

- 第三次計画に掲載された事業をベースとして、次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針に記載されている「次世代育成支援対策として重要な施策」に該当する市の事業を洗い出し、必要に応じて追加・削除し掲載事業を決定しました。
- 施策の推進のためにはすべての事業が必要ですが、掲載事業の中でも、市の独自性があるもの、今後特に推進するもの、課題の解決に大いにつながると考えられるものは、重点事業として、指標を設け、進行管理を行います。

【第5章 子ども・子育て支援事業について】

- 子ども・子育て支援事業は、事業概要や量の見込みと確保策について、具体的に示します。

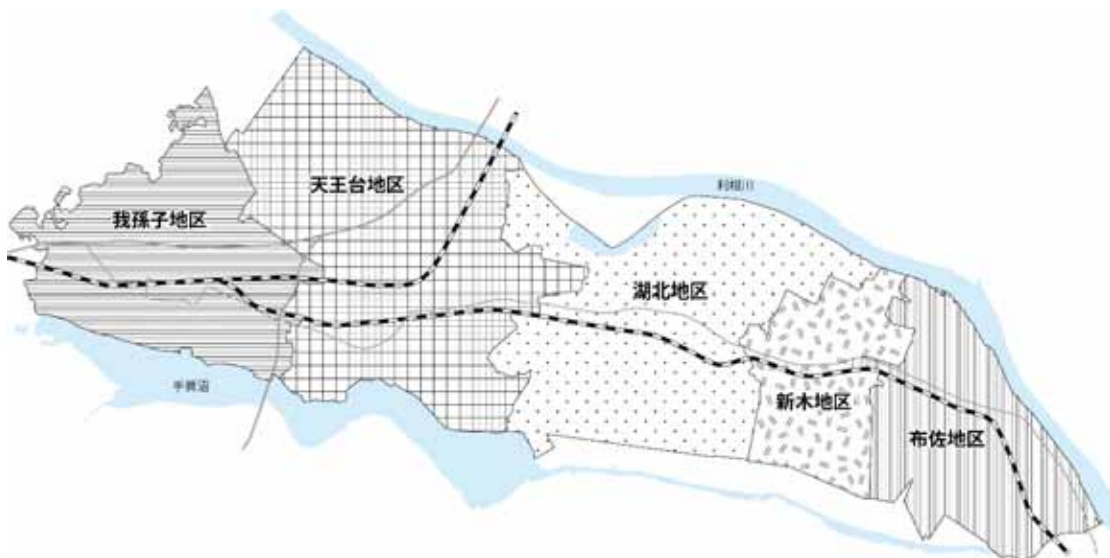
指標について

- 重点事業の指標はサービスの産出量を図る「活動指標」であり、それだけでは計画の成果は十分に測れません。そのため、受益者である市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする「成果指標」を設けます。

7 地区の特性

将来像を示す我孫子市基本構想の「地区別構想」では、我孫子市を市民に身近な生活のまとまりである5つの地区に分けています。駅を中心とした5地区は、地形、交通上の特性や歴史の積み重ねの中で、市民生活と密接に関わりながら形成され、地区ごとの個性を育んできました。

本計画の施策・事業は対象地区を絞るものではありませんが、東部（湖北地区、新木地区、布佐地区）と西部（我孫子地区、天王台地区）では、地域の特性により、子ども人口などに違いがあるため、子ども・子育て支援事業をはじめとする各種施策については、地域の特性に配慮しながら推進しています。そのため、本項では、我孫子市の地区の特性を整理しました。



我孫子市は、手賀沼と利根川に挟まれた細長い馬の背状の土地となっています。豊かな水と緑に恵まれ、都心から約40キロメートル、常磐線で35分の近距離にあることから、首都圏へ通勤する人々の住宅地としての役割が大きくなっています。6本の広域的な幹線道路とJR常磐線とJR成田線の鉄道路線が通っています。

○ 我孫子地区

広域交通の結節点である JR 常磐線我孫子駅があり、市の中心地となっています。我孫子駅を中心として大型マンションやショッピングセンターがあり、地区の南側に広がる手賀沼沿いには自然が残り、歴史的・文化的遺産が数多く点在しています。市内で最も子育て中の若い世代や就学前児童数が多い地区です。

○ 天王台地区

JR 常磐線天王台駅があり、地区の北側には研究機関、南側にはゴルフ場、東側の利根川沿いには大規模事業所と大学が立地しています。天王台駅周辺はマンションや戸建て等の住宅が多く、地区の中心地としてのにぎわいを見せています。我孫子地区に次いで子育て中の若い世代や就学前児童数が多い地区です。

○ 湖北地区

JR 成田線湖北駅があり、湖北駅を挟み北側には、古くからの農地や既存の集落地、南側には大規模な面整備により公園や街路樹などの緑が整えられた住宅地が広がっています。

○ 新木地区

JR 成田線新木駅があります。地区北側の利根川や水田、南側に広がる手賀沼干拓による広大な水田に囲まれており、利根川沿いには市民体育館、利根川ゆうゆう公園などの施設が配置され、スポーツの拠点となっています。近年では、土地区画整理事業が行われた新木駅の南側で新たな市街地の形成が進むとともに、新木駅の整備に伴い新たな商業施設も出来ています。

○ 布佐地区

JR 成田線布佐駅があります。江戸時代から利根川の水運で栄えた河岸のまちであり、今でもまち並みにその面影を残しています。古くから受け継がれてきた祭礼や郷土芸能などを通して人々のまとまりが強く、利根町や印西市との交流も盛んに行われてきた歴史ある地区です。0 歳から 18 歳の子ども人口が最も少ない地区です。

施設情報は 5 章 (p 119) 及び参考資料 (p 192) をご覧ください。